

## 会議次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 出席委員数の報告

○事務局： 3番目の出席委員数の報告ですが、まだ伊賀委員が見えられておりませんが、欠席の連絡はいただいておりますので、おくれていらっしゃるのではないかと思います。欠席の連絡は、坂井委員1名となっております。協議会規則第3条第1項に基づき、過半数の出席でありますので、会議は成立することを報告いたします。

### 4. 会議録署名委員の指名

○事務局： 4番目として、会議録署名委員の指名ですけれども、今回は内山委員によるしくお願いいたします。

### 5. 議事

#### (1) 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○事務局： それでは、議事に入りたいと思います。進行は会長のほうでよろしく願いいたします。

○会 長： はい、わかりました。それでは、日程の第5の議事に入りたいと思います。1番の平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局： ー資料1に基づき詳細に説明ー

○会 長： ありがとうございます。これから質疑に入りたいと思います。質問あるいは提案がありましたら挙手をお願いします。

（意見なし）

○会 長： ございませつか。よろしいですか。

（はいの声あり）

○会 長： では、承認ということをお願いしたいと思ひます。

#### (2) 平成27年度国民健康保険特別会計決算概要について

○会 長： 続きまして、（2）番の平成27年度国民健康保険特別会計決算概要について（資料2）、これも事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局： ー資料2に基づき詳細に説明ー

○会 長： ありがとうございます。それでは、2番の決算概要について質疑に入りたい

と思います。挙手をお願いします。よろしいでしょうか。ご意見ございますか。よろしいですか。

(意見なし)

○会 長： それでは、承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○会 長： 皆様のご意見により承認されました。

(3) その他

○会 長： 続きまして、(3)のその他に入ります。その他は何かございますか。特にないですか。委員の方も特にないですか。

○職 務 代 理 者： もしおわかりだったらお聞かせ願いたいんですが、今ほど決算で保険の給付金が報告ありましたが、65歳以上の方に関する医療費の給付金は平均したら幾らくらいになるのでしょうか。

○会 長： 事務局のほうで。

○事務局： 27年度の医療費ということでしょうか。

○職 務 代 理 者： 27年度がわからなければ26年度でもよろしいんですけど。私ども高齢者の集まりがあるときによくお話が出るんですけど、高齢者の軽スポーツといいましょうか、そういうのを推進していく中で、健康でない方が出てくると1人当たり50万、60万の医療費がかかっているんですよというお話をよく聞いたことがあるんですが、その辺から、はっきり申し上げましてゲートボール大会で、よくゲートボール連盟の会長さんがこちらの国保の委員でもあったと思うんですが、そのとき報告、参考までにそういうお話が出るんですが、そのことでお一人当たり幾らくらいかかっているのかなということでお聞きしたんですが、もしわかれば。わからなければ次回でも結構です。

○事務局： そうしましたら、手元に資料ございませんでしたので、次回報告させていただきます。

○会 長： それでは、次回に提出するという事によろしいですね。

(異議なしの声あり)

○会 長： そのほかにごございますか。次に行つてよろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長： それでは、次に入らせていただきます。

## 6. 報告

### (1) 国民健康保険保健事業について

○会 長： 6番の報告に入りたいと思います。(1)の国民健康保険保健事業について、資料3の説明をお願いいたします。

○事務局： ー資料3に基づき詳細に説明ー

○会 長： ありがとうございます。何かご質問ありますか。

(なしの声あり)

○会 長： 全体として受診率が上がってくだされば、やはり皆さん健康を考えているんだなというようなことが表になってあらわれてくるとと思いますので、ぜひともさらなる受診をお願いしたいと思います。

### (2) その他

○会 長： 続きまして、その他に移ってよろしいですか。その他、ありますか。お願いします。

○事務局： それでは、引き続きその他につきまして1点ほどご報告があります。当日配付資料としてお席のほうに配付しております資料の中から、ホチキスどめ2枚組のものを使って、国保の平成30年度からの制度改革に向けた県内の状況を簡単に説明させていただきます。資料の内容は、今月開催されました国保運営協議会の研修会で厚生労働省保険局国民健康保険課の国民健康保険指導調整官の和田様よりご講演いただきました資料から一部抜粋したものであります。それでは、資料1枚目をごらんください。医療制度改革の背景と方向性、国保の制度改革の概要について抜粋しております。国保制度は、そもそも国民皆保険制度の中核を担っておりまして、長きにわたって地域医療の確保や地域住民の健康保持・増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、急速な少子高齢化の進展に伴い被保険者数が年々減少し、保険税収入も減少の一方で、高額な新薬承認などの高度医療技術の進歩等により医療費が年々膨らむ傾向にあり、市町村国保の財政運営はますます厳しい状況が続いております。このような中、昨年5月に可決、成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によって改正された国民健康保険法によって、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うという国保の大改

革が決定されました。それを簡単に示しておりますものが上の表になっております。市町村の役割は、引き続き地域住民と身近な関係の中で資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担うとされております。続いて、2枚目、A3の大きな資料をごらんください。左側上の国保制度改革の主な流れの中で、都道府県と市町村の間にまず協議の場の設置を四角で囲んであり、その後県で地域の実情を踏まえ各市町村の納付金等の算定ルールや県としての国保運営方針を検討、決定することとなっております。それと並行しまして、両者でシステム等のハード面の導入や改修に加え、業務体制の見直しや条例改正などが施行に向けて必要となっております。その下の内容、納付金の算定に当たって等の内容ですが、少し戻りまして、先ほどの1枚目の資料、右下にある改革後のイメージ図をごらんください。県は、財政運営の責任主体となることで市町村に納めてもらう国保事業費納付金額をこれから決定をし、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うことになり、国保財政の入りと出を管理することになります。その納付金の算定方法について国から示されたガイドラインが先ほどの2枚目左下の資料内容となっております。新潟県では、円滑な施行に向けて7月に新潟県国民健康保険連携会議や事務レベルの財政部会、事務運営検討部会を設置いたしまして、このような各ガイドラインの検討項目について、県、連合会及び県内市町村で意見調整を行う具体的な検討会をスタートしたところでございます。現在のところ、納付金、標準保険料率算定方法の検討に当たっては、固定資産税条項は新潟県は用いないこととなっております。また、保健事業納付金算定システムを活用した試算を10月から県が行うため、市町村は現在それに必要なデータを確実に県に提供できるようシステム改修の準備を行っております。その流れが2枚目右上のイメージ図になります。県が10月に試算を開始するためのデータ提供をするには、村上市ではシステム改修が必要であり、今回の9月市議会定例会補正予算で計上したものです。また、このほか、この資料にはありませんが、システムとして制度改革に伴い市町村に関係する必要なシステムは国保連合会との情報集約システムの連携、市町村事務処理標準システムの導入等の検討が求められています。これにつきましては、自庁システムの改修や導入スケジュール、システム内

容など今後の事務作業に大きく影響するため、どの市町村も現在対応方針について慎重に協議、検討を行っている段階であります。続いて、右下は改革の円滑な実施に向けた県と市町村の役割分担を示してあるものです。市町村の役割の2つ目にあります新制度の対応方針の検討部分が現在の状況になるかと思えます。また、その下の取り組みにあります市町村事務の標準化、効率化、広域化については、現在事務運営検討部会において事務レベルで検討を行っているところであります。資料と少し内容が違うところもありましたが、現在の制度改革に係る状況について簡単ではありますが、ご報告をさせていただきました。以上であります。

○会 長： ありがとうございます。そうすると、まだこれからということですね。

○事務局： はい、そうです。

○会 長： その方向によっては、まだまだ違いが出てくると。あと、各市町村ではどのような形になるかというのもまだまだ決まっていないという。

○事務局： ええ、検討中だということです。

○会 長： 皆さんのほうで何かご質問ありますか。ちょっと難しい問題なもんですから。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会 長： それじゃ、そのほかにございますか。

○事務局： 健康支援室長の佐藤です。皆様の机の上に載せてあります2つの用紙についてPRさせていただきたいと思えます。それでは、座らせていただきます。今ほど説明させていただきました国保の健全運営と、住民のさらなる健康増進のために9月に2つの講演会を計画しております。市報にも既にこの用紙を挟んでありますので、ごらんになった方もいらっしゃるかと思えます。また関係者には協力依頼の用紙なども案内させていただきました。9月3日、間近ではありますが、土曜日の午後から、救え地域医療ということで、村上岩船地域の医療を考えるフォーラムを開催いたします。入場無料で、消防本部の寸劇、また千葉県のNPO法人地域医療を育てる会の講師の野村和之さんが医療機関や行政と一緒に地域医療を考えて立ち上げている活動を行っておりますので、その実践報告等をお聞きしたいと予定しています。その後、医療現場の今とこれからということで、村上の実情を踏まえて、村上病院の林先生からのお話と、また村上の住民代表

としてお二人の方に発表もお願いしています。村上高校の書道部の書道パフォーマンスも予定しています。このような内容でありますので、皆様どうかご都合つきましたらご参加のほどよろしく願いいたします。もう一つですが、大変個性的な、注目してしまうようなポスターにさせていただきました。こちらを作成したのは、いわふね青年会議所の方々です。20代、30代の方を中心に、青年会議所の若い女性及び男性が地域のためにいろいろな活動を行っているのですが、その一環として、今年は心の問題について自分たちが取り組みたいということで市のほうにお話がありました。保健医療課でも昨年一度、講演会を大々的に開き、今年も計画しておりましたところ、若い方々から一緒にやりませんかとの声をいただいたとき、共催という形で4月から何度も話し合いを重ねて進めてきました。その本番が9月19日に神林総合体育館であります。ご存じの方も多いと思いますが、講師にゴルゴ松本氏を迎え、言葉と漢字を活用して心の問題を掘り下げながらお話をしていただけるという講演会ですので、皆様方もご都合つきましたらぜひご参加いただければと思います。以上で私の話を終わらせていただきます。

○会 長： ありがとうございます。救え地域医療ということで、村上岩船地域の医療を考えるフォーラム、これ私ども民生委員のほうにも動員が来ておまして、それで私どものほうからも数名出すようなことをお願いしてあります。また、皆さんのほうでもぜひとも参加していただきたいと思います。これに対しては何か質問よろしいですか。

(なしの声あり)

## 7. その他

○会 長： 大きな7番に移りたいと思います。次回の協議会の開催予定日、11月24日でよろしいですか。皆さん、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○会 長： 次回11月24日の木曜日、10時から、また追って皆さんに連絡するというにしまして、きょうの運営協議会はこれで終了したいと思います。皆さん、ありがとうございました。

(午前10:55終了)